

寄附金等取扱規程

(目的)

- 第1条 この規程は、公益社団法人ビタミン・バイオフィクター協会（以下「協会」という。）が受領する現金、有価証券、物品、土地及び建物等の資産（以下「寄附金等」という。）の寄附の受入れに関する必要な事項を定めることを目的とする。

(受入基準)

- 第2条 本協会は、寄附金等が次の各号に掲げる基準を満たしているときは、その寄附金等を受け入れることができる。
- 1 寄附金等が定款第4条に定める業務のいずれかに資するものであること。
 - 2 寄附金等の寄附をしようとする者が本協会に対してその反対給付を求めないことが確認できること。

(寄附金等の申込み)

- 第3条 本協会に寄附金等を寄附しようとする者（以下「申込者」という。）は、別紙様式による公益社団法人ビタミン・バイオフィクター協会寄附金等申込書（以下「申込書」という。）を本協会に提出する。
- 2 本協会は、申込書を受理したときは、前条の基準によりその内容を理事会で審査し、寄附金等の受入の可否を決定した上で、その旨を申込者に通知する。

(寄付の要請)

- 第4条 本協会は、第2条の基準を満たすことを条件に、当協会以外の者に対して協会への寄附金等の寄附を要請することができる。

(規程の変更)

- 第5条 この規程の変更は、定款の規定により、理事会の承認を経なければならない。

(委任)

- 第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の承認を経て会長が別にこれを定める。

(附則)

1. この規程は、平成22年6月22日より施行する。